

## アセアン各国の関税事前教示制度

### 1. シンガポール

事前教示制度あり。

確認方法は'APPLICATION FOR CLASSIFICATION OF GOODS'を税関のCLASSIFICATION UNITに提出する。詳細は下記のシンガポール税関ウェブサイトをご参照ください。

<http://www.customs.gov.sg/leftNav/trad/per/Classification+of+Goods.htm>

### 2. タイ

事前教示制度有り。

事前教示の申請は、実際の輸入品が輸入される30営業日以上前に文書で提出しなければならない。事前教示申請書には、輸入を証明する文書（例えば注文書、売買契約書、インボイス、信用状、見積書など）と、関税分類の際に参考となる製品の情報（例えば、製品名、仕様、製造方法、化学組成、製造工程、使用方法、梱包、サンプル、写真、カタログなど）を添付しなければならない。

税関は十分な製品情報を受け取った場合、30営業日以内に証明書を発行する。詳しくは、通商弘報2008年08月06日「関税分類の事前教示制度導入（タイ）」をご参照ください。

<https://news.jetro.go.jp/aps/QJTR/main.jsp?ssid=20100209201731316acropolis02>

### 3. マレーシア

事前教示制度あり。

商品分類と課税価額については税関によって事前教示が、税関条例1967に基づき、実施されています。

今のところ、原産資格についての事前教示制度はありません。

### 4. フィリピン

関税法第1313条に規定があり、関税委員会に対して書面で照会することが可能です。委員会は30日以内に書面による回答が義務づけられています。

<http://www.tariffcommission.gov.ph/tariff.html>

### 5. インドネシア

事前教示制度として確立されているわけではないが、確認することは出来る。下記に書面で確認を取ることができる。

Directorate General for Customs and Exices

Directorate for Customs Technical

Address:

Finance Department, A Bld. 1st Floor

Jl. Jend. Ahmad Yani, By Pass, Jakarta Timur

また、税関が主体的に事前教示を行っているわけではないが、輸出入通関に関し商業省から依頼があれば商業省セミナーで輸出入通関等につき説明することはある。

6. ブルネイ

事前教示制度あり。確認方法は、Customs Classification Unit, Royal Customs and Excise Department (RCED) Headquartersに申請する。下記サイト参照。

<http://www.mof.gov.bn/English/RCE/CustomsMatters/customservices/Pages/Classification.aspx>

7. ベトナム

(1) 2003年8月29日付け財政省通達85/2003/T T-B T C号の中に、通関申請者は所定のフォームに関連資料を添えて輸出入通関手続きを行う通関支局に提出する。

(2) 書類を受理した通関支局は所定のフォームにて申請者に回答する。

8. カンボジア

事前教示制度はない。しかし、局長宛にレター (Pro-forma Invoice等の関係書類を添付) を出せば、事前に回答が得られる。ただし、局長までサインをもらわないといけないことから、結構時間を要する。しかしながら、これは制度として確立されたものではない。

9. ラオス

事前教示制度というシステム化された制度ではない。

初めての輸入時に知りたければ、財務省輸出入局 (や各税関) にサンプルを持ってきてHSコードと関税率を問い合わせることは可能。

10. ミャンマー

該当する制度なし。

11. 韓国

物品を輸出入しようとする者と関税士、関税士法人又は通関取扱い法人は、輸出入申告をする前に関税庁長に当該物品に適用される関税率表上の品目分類を予め審査するよう申請することができます(関税法第 86 条、品目分類事前審査制度)。

品目分類事前審査を申請しようとする者は、(i)物品の品名、規格、製

造過程、原産地、用途、従前の通関の有無及び通関予定税関を記載した申請書、(ii)申請対象物品の見本、(iii)その他の説明資料を関税庁長に提出しなければなりません。

申請書は、インターネット、郵便又は訪問で受け付けています。

(<http://portal.customs.go.kr> → 업무처리(業務処理) → 기타 전자 민원(その他電子請願) → 품목분류사전심사신청(品目分類事前審査申請))

以上